

No.	ご意見の該当箇所	意見内容	市の考え方
1	P8 表の基本方針の欄で①、②と読点があるのに対し、②③と読点がないのは表記が統一されていない。	① ② ③ と箇条書きにして読点をなくすべき。	当該ページでは、スペースの都合上、各基本方針に対応する「施策の方向」を横並びで記載しています。一列に収まらない場合は2段に分けていますが、横に並ぶ施策同士の区切りとして読点を用いる表記に統一しています。 ご指摘のとおり、箇条書きの方が見やすい点については策定段階でも検討しましたが、箇条書きとすると表全体がページ内に収まらず、文字を小さくする必要が生じるため、今回は現在の表記としています。
2	P8に「① いきものや植物との共生を図る」という表現があるが、植物はいきものという集合の一部なので、表現がおかしい。	2項目並べたいのであれば 動物と植物 や 生物と無生物 など 互いに素な概念を並べるべき。	ご指摘のとおり、植物も「いきもの」に含まれます。 本表現は「第2次上野原市環境基本計画」に記載されている内容をそのまま引用したものであるため、本計画では原文どおりの表記としています。 なお、ご意見については、今後「環境基本計画」を見直す際の参考とさせていただきます ご指摘のとおりです。「発泡スチロール」に修正いたします。
3	P10に「発砲スチロール」とあるがおかしい。	発泡スチロールのはず。	
4	P10に「缶詰」と表記されている。	ビン類では「空きビン類」と表現されているので、「空き缶」でないとバランスが悪い。	「空き缶」を細かく分類すると、当該ページの「ごみの種類」に記載しているとおり、「缶詰」のほか、飲料缶、スプレー缶、菓子缶などがあります。 分別区分をより具体的に分かりやすく示すため、これらを個別に表記しています。
5	P10に「せともの類」と表記されている。	「瀬戸もの」は特定地域を意味する表現なので適当とは思われない。	ご指摘のとおり、「瀬戸物」は本来、瀬戸市で作られた焼き物を指す言葉です。 一方で、現在では焼き物全般を表す一般的な呼称として広く使われていることから、本計画でもこの表現を使用しています。
6	P10に「帽子、ニットキャップ」という表現がある。	「ニットキャップ」は帽子に含まれるのではないかと？ そうだとするとニットキャップを表記するのは不要。	当該ページの表記は、市ホームページなどの分別案内と統一しています。 市民の皆さまにより幅広くリサイクルに取り組んでいただくため、「ニットキャップ」のように判断に迷いやすい品目については、あえて具体例として個別に記載してまい ご指摘のとおりです。「川崎重工業株式会社」に修正いたします。
7	P14に「川崎重工株式会社」と表記されている。	正式名称は「川崎重工業株式会社」ではないか？	
8	P21に「本市のごみは半分以上を水分が占め」とある。	表の三成分のところその根拠が示されているということだと思われるが、なぜ乾きベース組成という項目が表示されているのか理由がわからない。水分が多いことを説明するのなら湿った状態での組成を示す方がわかりやすいと思う。また、紙・布、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類、不燃物類はもと水分があまり含まれていないため、全体で50%以上が水分だとすると、ちゅう芥類+機など+その他の含水率がとてつもなく高くないとつじつまがあわない(概算で75%)、ちゅう芥類等の水分はそんなに多いのか疑問。	焼却施設では、法律に基づき定期的にごみ質（ごみ組成及び三成分）の調査を実施する必要があります。これらのデータは、焼却炉を安定的に稼働させるための技術的指標として用いられることから、主に「乾きベース（乾物換算）」で整理されています。 そのため、本計画に掲載しているごみ組成も乾きベースの数値となっています。 なお、含水率についてはご指摘のとおり、生ごみ（ちゅう芥類）の水分は一般的に約7～8割程度とされており、これが可燃ごみ全体の水分割合を大きく押し上げる要因となっています。
9	P30集団回収量の増減量が▲1トンと表記されている。	▲1千トン ではないか？	ご指摘のとおりです。「▲1千トン」に修正いたします。
10	P32に「令和8年4月の指定袋導入」とあり、また、第3章 第7節 表3-7-2において、「現在は粗大ごみの直接搬入分の手数料見直しを予定し、令和9年度には指定ごみ袋制度を導入する予定です」と記載されています。第4章 第5節 「取組内容」のスケジュール表（表内下部）において、「指定袋制度の導入」の「実施」期間がR9（令和9年度）から開始されるように図示されています。	導入年度を正しいほうに合わせるべき。	指定ごみ袋制度の導入は、令和9年度（令和9年4月）を予定しています。 P32の記載に誤りがあるため、令和9年度に修正いたします。
11	P32に「令和8年4月の指定袋導入と令和14年度の新施設稼働にあわせた本格的な有料化への移行に向け」という表現がある。	「本格的な有料化」について、どのようなことが本格的な導入なのか説明がないので説明すべき。	本市では、令和9年度に指定ごみ袋制度の導入を予定しています。指定袋制度では、市民の皆さまに市指定のごみ袋を購入していただき、その袋に燃えるごみを入れてごみステーションへ排出していただく仕組みとなりますが、この段階では、袋の価格には製造原価や流通経費のみが含まれ、ごみ処理に要する手数料は含まれていません。 一方、令和14年度に予定している「本格的な有料化」では、指定袋の製造・流通コストに加え、ごみ処理に係る手数料を上乗せすることを想定しており、排出量に応じた費用負担をより明確にする制度へ移行することから、「本格的な」と表現しています。 この考え方が分かりやすく伝わるよう、本文中の該当箇所に、令和14年度以降の有料化の内容について注釈を追加します。

No.	ご意見の該当箇所	意見内容	市の考え方
12	P32に「4 剪定枝の資源化」という項目がある。	落ち葉もたい肥化できるので、剪定枝のみではなく落ち葉も対象にすべき。	本市では、剪定枝だけでなく、落ち葉や草類についても資源化の対象として考えています。ご指摘のとおり、本文中では落ち葉に関する記載がなかったため、対象が分かりやすくなるよう、「剪定枝・葉」や「剪定枝等」などの表記に修正します。
13	P38に「原単位（1人1日当たりの排出量）」という表現がある。	事業系ごみの欄にも原単位という表現があるが、事業系ごみにも定義が当てはまるのかどうか疑問。事業所に勤めている人数の将来推計をして計算したのか？そうでないなら、「原単位」以外の表現にすべき。	ご指摘のとおり、事業系ごみについては、事業所数当たりの排出量を原単位とする考え方もあります。しかし、年度ごとの事業所数を正確に把握することが困難であることや、事業所の規模によって排出量に大きな差があることから、本計画ではこの方法は採用していません。将来推計にあたっては家庭系ごみと同様に、「人口1人1日当たり排出量」を指標として用い、事業系ごみ排出量の予測を行っています。
14	P38に「プラ新法」という表現がある。	法律名は省略せず書くべき。P29 主な法律の制定 でも「プラ新法」という表現はない。「プラ分別拡大」という表現も違和感がある。	P29の「1 主な法律の制定」に正式名称を明記した上で、この法の略称である「プラスチック資源循環法」を併記しています。「プラ新法」という表現については、P29の略称表記に合わせ、「プラスチック資源循環法」に修正します。なお、ほかのページでは、「プラスチック資源循環法」で統一しています。「プラ分別拡大」については、分別対象品目を追加することを意味する「分別拡大」という考え方に、プラスチックを対象とすることを分かりやすく示すため「プラ」を付した表現として使用しています。なお、その具体的な内容については、「前提条件・設定内容」において、「プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックの分別収集を開始（2.5g/人・日）」と明記しており、施策の内容が分かるよう整理しています。
15	P39の1人1日当たり排出量	R12とR6の減少量よりR17とR12の減少量が多いというのはおかしい。原単位が毎年0.5%減るとした場合、対前年度で0.5%減るのだから原単位が減っていく分、1年度当たりの減少量も減っていく。再計算すべき。	1人1日当たり排出量における家庭系・事業系ごみの「毎年0.5%削減」による減少量については、ご指摘のとおり、年を追うごとに小さくなります。しかし、P38の「表4-3-1 目標達成ケースにおける前提条件」に示しているとおり、本計画ではこれらの日常的な排出抑制の取組に加えて、「容器包装プラスチックの分別収集」及び「新ごみ処理施設稼働時の施策（プラ分別拡大＋有料化）」といった追加的な減量施策を見込んでいます。このうち、「新ごみ処理施設稼働時の施策」は令和14年度から実施することとしており、特に「有料化」については約10%の減量効果を想定しています。このため、令和12年度までの減少量よりも、令和17年度までの減少量の方が大きくなっています。
16	指定ゴミ袋の無料配布支援とプラスチック製容器包装の回収拠点場所の増設について	一般ゴミ処理 1人当たりのごみの排出量の現状報告は、県の他の市町村と比べて多くなってますが、来年4月からの、ゴミ袋の有料化になれば、回収回数も減り、低くなっていくと思われるので、心配いらぬのでは。ゴミ袋の有料時には、生活困窮者にゴミ袋の無料配布支援が必要ではないかと思えます。また、プラスチック製プラ容器の回収が、来年4月から始まりますが、身近で利便性の良い回収拠点場所としてスーパー、公正屋、おぎの、いちやまマート等をお願いしたい。また、その回収が始まる前に、各地区、スーパーの入り口等で、実物を示して、どのような物がどのように洗って回収するかを説明していただくと良い。最初が肝心です。	ごみの有料化の導入にあたっては、排出抑制の促進とあわせて、市民生活への影響にも十分配慮する必要があると考えています。生活困窮者などへの指定ゴミ袋の無料配布支援については、他自治体の事例等も参考にしながら、今後検討していきます。また、プラスチック製容器包装の分別収集については、市民の皆さまが利用しやすい回収体制の構築が重要であることから、市内スーパーを回収拠点とする方向で事業者との協議を進めています。市としても、回収拠点の増加や将来的な集積所での収集の実施に向け、取組を進めていきたいと考えています。回収開始前の周知・啓発については、ご提案のような実物を用いた説明なども参考としながら、市民の皆さまに分かりやすく伝える方法を検討していきます。
17	P10 表3-1-1にごみの分別区分（令和8年3月現在）という表があり、拠点回収できるものの中に白色トレイ（有色トレイを除く）とある。	公正屋コモアプラザ店の回収ボックスのところに説明では、「回収できるトレイ 白・色付きは問いません。」となっている。公正屋に掲示されている説明が違っているのなら、この説明を変えるべきだが、今この回収ボックスは黒いトレイも入れられている。色付きのトレイも回収できた方がいいと思うので、できればP10の説明（ほかの白色トレイとなっている部分を含め）有色トレイも回収できるという計画にする方が望ましいと思う。	ご指摘のスーパーに設置されている回収ボックスは、スーパーが独自に実施しているリサイクル回収の取組です。市が実施している分別収集とは回収基準や対象品目が異なる場合があります。本市では、令和8年4月より容器包装プラスチックの拠点回収を開始する予定としており、有色トレイについても当該制度の中で回収対象としていく予定です。さらに、令和9年度以降には容器包装プラスチックの分別収集の開始を予定しており、段階的に回収体制を整備していきます。市としては、制度開始にあわせて分別方法が分かりやすく伝わるよう、周知に努めていきます。

No.	ご意見の該当箇所	意見内容	市の考え方
18	第4章 第5節 1(3)「剪定枝の資源化の推進」について(P.43) ①チップの貸し出しの検討 ②剪定枝のコンテナ回収の検討	<p><b>「剪定枝」の処分および「落ち葉」の資源化について</b>                      コモアしおつ地区のような集約された場所を「循環型モデル地区」として位置づけしてはどうでしょうか。自治会や管理組合等のコミュニティ単位でチップを貸し出しをしてみたいかでしょうか。コモアしおつは公園・緑道があり土壌還元（散布・堆肥化）を可能とする仕組みも構築出来ると思います。</p> <p><b>1.納税者からの提案理由（コスト縮減と効率化）</b>                      計画案にある「チップの貸し出し」について個人単位だけでなく、自治会や管理組合、街並み委員会等の「地域コミュニティ単位」への貸し出しを積極的に推進すべきと考えます。コモアしおつは上野原市の総面積の約0.47%に対し、人口の約16%、世帯数の約12.5%が集中する住宅地です。このような地域で春・秋の剪定期や落ち葉時期に合わせて集中的に破碎・資源化を行うことは、以下の点で極めて高い費用対効果を生み出します。  <b>収集運搬コストの削減：</b>各家庭からのクリーンセンターへの運搬回数を大幅に減らし、燃料費や人件費を抑制できます。  <b>焼却処理費用の削減：</b>水分を多く含む剪定枝や草木の焼却をへらすことで、助燃剤の使用抑制や炉の長寿命化に寄与します。  <b>将来的な維持管理費の抑制：</b>チップ化した枝を公園・緑道に敷設することで「防草効果」が生まれ、市や住民が行う除草作業およびその廃棄物（雑草ごみ）の発生自体を抑制する「二重の減量効果」が期待できます。</p> <p><b>2.居住者の観点からの提案理由（住環境の向上と協働）</b>                      地域内で発生した自然由来のものを地域内で活用する「地産地消（自区内処理）」の仕組みは、住環境の質を向上させます。  <b>美観と環境保全：</b>チップの活用は雑草抑制だけでなく、街並みの美観向上や乾燥防止に役立ちます。また、落ち葉のコンポスト化はカブトムシ等の昆虫の生息環境を提供しP.8の環境基本計画にある「美しい自然との共生」や「環境学習」の実践の場となります。  <b>コミュニティの活性化：</b>私が所属する「コモア街並み委員会」等の組織が受け皿となりチップ活用のイベント化や、公園・緑道でのチップ敷設作業、コンポスト管理を住民協働で行うことで、多世代交流の促進につながります。</p> <p><b>3.結論としての要望</b>                      以上の理由から、単なる機器の貸し出しにとどまらず、「地域組織と連携したエリア単位での資源循環」を施策として明確に位置づけして頂きたいと考えます。特に、公園・緑道等の公共・準公共スペースにおいて、住民の手による破碎チップの散布や落ち葉堆肥化コンポストの設置を、建設課等の関係部署と連携して許可・推奨する制度設計をお願いいたします。コモアしおつにはその担い手となる組織があり、モデルケースとして協力する用意があります。</p>	<p>剪定枝や落ち葉の資源化について、地域のコミュニティ単位でのチップ活用や地域内循環の仕組みづくりに関するご提案をいただき、ありがとうございます。</p> <p>剪定枝等の草木類は水分を含み、焼却処理負荷の低減やごみ減量の観点から、資源化や地域内での有効活用を推進していくことが重要であると認識しています。また、地域で発生した資源を地域内で循環利用する取組は、収集運搬や焼却処理コストの低減に加え、地域主体の環境活動やコミュニティ形成の促進につながるものと考えています。</p> <p>本市では、剪定枝等の資源化に向けた取組としてチップの貸し出し等を検討しており、ご提案のような自治会や管理組合等の地域団体単位での活用についても、有効な手法の一つであると考えられます。今後は、安全管理や運用体制、生成されたチップの活用方法、公共空間での利用に関する関係部署との調整などの課題整理を行いながら、地域と連携したモデル的な取組の可能性について検討していきます。</p> <p>いただいたご提案は地域循環型の資源活用を進める上で、参考とさせていただきます。</p>